

城西大学 学生懲戒処分の指針

第1条 この指針は、城西大学学則第72条の2及び第72条の3(*)に基づき、本学学生に対して行う懲戒処分の基準、種類、内容の決定について必要な事項を定める。

第2条 懲戒処分の対象となる行為の存否ならびに懲戒処分の種類および内容は、学生の事案に係る原因行為の悪質性および結果の重大性を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で決定するものとする。

第3条 学生が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める懲戒処分を行う。

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 事案の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合 | 退学 |
| (2) 事案の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 | 退学または停学 |
| (3) 事案の原因行為は悪質ではないが、その結果に重大性が認められる場合 | 停学または訓告 |
| (4) 事案の原因行為は悪質ではなく、その結果にも重大性が認められない場合 | 訓告 |

2 原因行為の悪質性の有無は、事案に関する学生の行為の性質および故意、過失等を勘案して判断する。

3 結果の重大性の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度およびその行為が社会的に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

4 懲戒処分の目安としての標準例は、別表のとおりとする。

第4条 過去に懲戒処分等を受けた学生が、再び懲戒処分に相当する行為をした場合は、より悪質性が高いものとみなし、これを考慮して懲戒処分の種類と内容を決定することができる。

第5条 犯罪行為及びその他の違法行為に関わった学生については、当該事案の確定判決を経ていることなく、学生の認否等の状況に応じて第3条に定める内容に相当するものと判断することが可能な場合には懲戒処分を行うことができる。

第6条 上記の懲戒処分の対象となる行為に関わった学生は、本学の処分が決定するまでの間は、願い出による休学、退学を行うことはできない。

第7条 上記の懲戒処分を受けた学生が処分内容に不服がある場合は、学生部を通じて不服申し立てをすることができる。不服申し立てがあった場合は学生部長の指示のもとに調査を行い、学長が決定する。

付則

1 この指針は、2018年7月13日から施行する。

2 この改正は、2018年12月14日から施行する。

(注*) 城西大学大学院は学則第50条の2及び第50条の3、城西大学別科は別科細則第30条に基づく。